

食料・農業・農村基本計画の改定への意見

2023年3月21日

日本の種子（たね）を守る会

法の基本理念である、「国民生活の安定向上及び国民経済の健全な発展を図ること」（第1条）、農業の役割を「食料の安定供給の確保」（第2条）と「多面的機能の発揮」（第3条）とし、これを実現するために「農業の持続的な発展」（第4条）と「農村の振興」（第5条）を図るものとしていることは、維持すべきである。

この理念から、これを実現する基本計画を定めてきたが、食料自給率目標も農村の振興も実現できていない。その原因を明確にして、法に沿った施策を計画し実施すべきである。

以下その具体的な施策について意見を述べる。

1、 自給率目標の達成に、その障害を排除すること。

米や乳製品のミニマムアクセスによる輸入（義務ではない）を中止すべき。国内消費と国内生産との整合性をとること。

米、麦、大豆などの主要農産物の国内生産調達を強化すること。各道県での公的種子開発、生産、供給体制を堅持し農家への優良種子の公的提供体制を維持強化すること。

カロリー表示による自給率目標を維持し、海外からの加工品原料の表示は特に消費者に明示し選択可能とすること。

2、 食料安全保障の確立を急ぐこと。

輸入が途絶しても国内生産で国民に食料供給できる体制を確立すること。そのために、数兆円規模の農業予算を確保する。農地確保、家畜単位当たりの基礎支払いを実施すること。

3、 農地保全の公的施策を講じること

農地保全を農家任せにせず、圃場当たりの直接基礎支払いと灌漑設備と維持費用、そして害獣対策費用を政府支出とすること。

4、 畜産の飼料国内調達の手立てを計画し、自給可能な施策を立てること。

飼料米や各種青果や食品等の余剰を活用する施策に取り組むべきである。まだ食べられる食料の廃棄が千トン近くあることを国民的議論に踏まえて活用すべきである。

5、 有機農業の本格的な推進拡大を進めること

有機認証の制度を見直し、韓国のように土壌分析等の指標による圃場の認証とすること。

無農薬、転換期中などの補償措置を講じること。これまでの慣行栽培から有機栽培へ転換しやすい支援措置を講じること。国産有機栽培農産物の異次元の拡大策を講じること。

また、農家の認証手続きと費用を自治体による支援を構築すること。

有機栽培に環境影響を与えるゲノム編集などの遺伝子操作農産物の栽培は禁止すべきである。また遺伝子操作食品は消費者の選択可能な表示を徹底すること。

6、 有機農産物の公共調達を促進すること

学校給食や医療機関など公共施設への利活用施策を進めること。

以上